

その4

## 県職員、227人が出資法人役員兼務！

### 井手たくの問い

現職の県職員が出資法人※の役員を兼務していることについて質問します。現在役員兼務の人数は227人です。役員を兼務する現職県職員は発注、受注の双方に身を置くことになるわけで極めて不健全な体制になっていることも事実です。現職職員による出資法人役員兼務について基本的に廃止するという考え方で臨んでいくべきと考えますが、ご見解をお聞きます。

### 井手たくの意見

県議の出資法人役員兼務についても見直すべきと考えている。  
(議場での井手の発言)

### 松沢知事の答え

県職員が法人の非常勤役員に就任しているのは、県の施策の協調・連携を図る観点から、法人運営に関し助言や調整、チェックを行うためであり、法人の入札や契約などの、個々の事業の執行に直接携わることはありません。しかし、最初に県職員が、法人の役員に就任したころに比べて、県の施策とのかかわりが変化してきている場合もございますので、役員就任についてはその都度必要性を検証してまいります。

その5

## 出資法人役員は責任なき位置づけ

### 井手たくの問い

現在、出資法人の役員には運営上、どのような責任が義務付けられているのか？  
そして法人の役員が辞任、もしくは給料のカットなどにより責任をとられたケースはあるのか？

#### 解説

※出資法人：設立時、神奈川県が出資をした法人

※民法、道路公社法、住宅供給公社法、公益法人監督指導基準をみても特に出資法人役員の責任、義務について謳われていないところがない。  
つまり出資法人役員は責任なき位置づけにある。



### 松沢知事の答え

注意義務に反して、法人に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うこととなります。注意義務を欠いた、いわゆる放漫経営など、役員としての責任を全うせずに法人経営が悪化したというケースはなく、法人の役員が、経営責任を問われた事例はなかった。

